

○独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則

〔平成15年10月1日付け〕

〔15農畜機第152号-2〕

改正 平成18年4月1日付け17農畜機第4960号
平成19年3月29日付け18農畜機第4694号
平成19年12月27日付け19農畜機第3747号
平成20年3月28日付け19農畜機第4914号
平成20年12月11日付け20農畜機第3538号
平成21年4月13日付け21農畜機第235号
平成21年12月1日付け21農畜機第3464号
平成21年12月15日付け21農畜機第3810号
平成22年3月26日付け21農畜機第5285号
平成23年9月28日付け23農畜機第2792号
平成24年3月23日付け23農畜機第5068号
平成24年5月25日付け24農畜機第967号
平成25年10月15日付け25農畜機第3016号
平成25年11月13日付け25農畜機第3412号
平成26年11月25日付け26農畜機第3575号
平成27年4月1日付け26農畜機第5824号
平成27年5月22日付け27農畜機第978号
平成28年3月31日付け27農畜機第5928号
平成28年6月14日付け28農畜機第1426号
平成28年10月26日付け28農畜機第3587号
平成28年11月1日付け28農畜機第3790号
平成28年12月14日付け28農畜機第4524号
平成29年4月1日付け28農畜機第6544号
平成29年11月6日付け29農畜機第4020号
平成30年3月29日付け29農畜機第6943号
平成30年12月28日付け30農畜機第5384号
平成31年3月29日付け30農畜機第7849号
令和元年10月1日付け元農畜機第3911号-1

第1章 総則 (目的)

第1条 この細則は、独立行政法人農畜産業振興機構会計規程（平成15年10月1日付け15農畜機第10号。以下「会計規程」という。）第60条の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）における契約に関する事務の取扱手続について必要な事項を定め、契約事務の的確かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 機構における売買、賃借、請負その他の契約（指定乳製品等の輸入、売渡し、交換及び保管、輸入に係る指定乳製品等、輸入に係る指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し又は肉用牛についての交付金の交付の委託に係る契約を除く。）の締結に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

（契約事務の管理）

第3条 契約に関する事務は、会計規程第5条第1項第1号に規定する契約事務責任者（以下「契約事務責任者」という。）が管理するものとする。

2 契約に関する事務の実施に当たっては、透明性、公平性及び公正性の確保に十分留意しなければならない。

（秘密の保持）

第4条 契約事務責任者は、業務上の秘密が漏れないように十分留意しなければならない。

（契約の方法）

第5条 契約事務責任者は、契約を締結しようとする場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付する方法（別に定める「総合評価落札方式」による場合を含む。以下「一般競争」という。）、指名して申込みをさせることにより競争に付する方法（以下「指名競争」という。）又は随意契約の方法により契約を締結しなければならない。

（複数年度契約）

第5条の2 機構は、別に定めるところにより、契約期間が複数の年度にわたる契約をすることができる。

（当該年度において契約行為を行うことができる翌年度に係る契約）

第5条の3 機構は、別に定めるところにより、当該年度において契約に係る公告、契約の相手方の決定又は契約の締結（以下総称して「契約行為」という。）を行わないと翌年度以降の業務の遂行に支障等が生じる契約であって、理事長が別に定めるものについて、当該年度内に契約行為を行うことができる。

(競争参加者等の資格の認定等)

第6条 一般競争及び指名競争に加わろうとする者並びに随意契約の方法により契約の相手方になろうとする者に必要な資格等については、別に定めるところによる。

2 前項の資格を有する者を有資格者として名簿に登録する基準及び手続等については、別に定めるところによる。

(苦情処理等)

第7条 契約事務責任者は、契約及びその執行に係る苦情の処理を行うに当たっては、関係者と協議の上、行うものとする。

2 契約に関する問い合わせ等に対応するため、総合窓口を設置し、機構のホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載するものとする。

第2章 一般競争契約

(入札の公告)

第8条 契約事務責任者は、入札の方法により一般競争に付そうとする場合には、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示及びホームページ掲載により、又は必要に応じ新聞広告等その他の方法により、公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができるものとする。

(公告事項)

第9条 前条の規定による公告は次に掲げる事項についてしなければならない。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争執行の日時及び場所
- (5) 第11条第1項に規定する入札保証金に関する事項
- (6) その他必要な事項

(入札の説明)

第10条 契約事務責任者は、公告に示した契約の内容、入札条件等について補足説明する必要があると認められる場合には、公告において日時及び場所を示した上で、一般競争に参加しようとする者に対し、入札説明会を開催するものとする。

2 契約事務責任者は、前項の入札説明会の開催の有無及び入札説明会への参加不参加にかかわらず、一般競争に参加しようとする者に対し、次に掲げる

もののうち、入札の準備に必要と認められる書類を、第8条の公告の期間を通じて交付しなければならない。

- (1) 契約条項を記載した書面
- (2) 入札心得書
- (3) 仕様書
- (4) 函面
- (5) その他必要な資料
(入札保証金)

第11条 契約事務責任者は、入札に参加する者に見積金額の100分の5以上に相当する額を入札保証金として納入させなければならない。ただし、その必要がないと認める場合は、入札保証金の全部又は一部について納入を免除することができるものとする。

2 前項に規定する入札保証金に代えて、次に掲げる有価証券又は証書を担保として受け入れることができるものとする。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 政府保証のある債権
- (3) 機構の指定する金融機関の発行する債券
- (4) その他独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)が認めるもの

3 前項に掲げる担保の価値は、額面金額の8割に相当する金額とする。

4 第1項の規定により納入された入札保証金又は第2項の担保は、落札者以外の入札者については落札者決定後、落札者については契約締結後これを納入者に返還しなければならない。

5 落札者の納めた入札保証金は、その者が契約を締結しない場合は、機構に帰属するものとする。

6 入札保証金には利息を付さないものとする。

(入札保証金の納付の免除)

第12条 前条第1項ただし書の規定により入札保証金の全部又は一部の納入を免除する場合とは、次の場合とする。

- (1) 競争に参加しようとする者が、保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証金保険契約を結んでいるとき。
- (2) 競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(予定価格及び基準価格の作成)

第13条 契約事務責任者は、入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕

様書、設計書等によって予定し、当該事項に係る予定価格として定めなければならない。

- 2 前項の予定価格は、契約の目的となるものについて、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。
- 3 第1項の予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行われる製造、役務の提供、売買、供給、使用等の契約については、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 4 契約事務責任者は、工事又は製造その他についての請負契約について、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合には、予定価格に3分の2から10分の8.5の範囲内の割合を乗じた価格（以下「基準価格」という。）を定めることができる。
- 5 契約事務責任者は、予定価格及び基準価格を定める場合には、その価格を記載した書面（以下「予定価格調書」という。別紙様式第1号）を作成し、自らこれに記名押印のうえ封筒に入れ封印を施し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

（予定価格及び基準価格の秘密保持）

第14条 予定価格及び予定価格作成の基礎となった書類並びに基準価格（前条第4項の基準価格の設定比率を含む。）は、秘密とし、契約相手方の決定後においても公表してはならない。ただし、予定価格等のうち、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は機構の事務若しくは事業に支障を生ずるおそれがないと認められるものについては、契約締結後に公表することができる。

（入札）

第15条 契約事務責任者は、公告に示した競争執行の日時及び場所において、厳正に入札を執行しなければならない。

- 2 契約事務責任者は、入札者がいったん提出した入札書について、これの引換え、変更又は取消しをさせてはならない。
- 3 契約事務責任者は、代理人をもって入札をしようとする者があるときは、入札執行前に委任状を提出させ、代理権のあることを確認しなければならない。
- 4 契約事務責任者は、必要と認めた契約について、郵便又は信書便（引き受

け日及び配達日が当該郵便又は信書便を取り扱う事業者において記録されるものに限る。)による入札をすることができる。

- 5 機構における入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)等に抵触する行為を行ってはならない。

(開札及び入札の取り止め)

第16条 契約事務責任者は、公告に示した競争執行の日時及び場所に、入札者を立ち合わせて開札を行わなければならない。ただし、開札に立ち会う入札者がいない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

- 2 契約事務責任者は、入札執行前に独立行政法人農畜産業振興機構談合情報対応マニュアル(平成27年4月1日付け26農畜機第5824号-9。以下「談合対応マニュアル」という。)に基づく手続の結果、談合を疑うに足る事実があったと認められたときは、入札を取り止めなければならない。

(入札の無効)

第17条 契約事務責任者は、開札を行った場合において入札書を審査した結果、当該入札書が次の各号の一に該当すると認めるときは、これを無効としなければならない。

- (1) 入札金額が訂正してあるとき。
- (2) 入札者の記名押印が欠けているとき。
- (3) 誤字、脱字(数字の脱落を含む。)等により意思表示が不明確なとき。
- (4) 入札の目的に示された要件と異なっているとき。
- (5) 条件が付されているとき。
- (6) 同一入札者の入札書が2通以上投入されているとき。
- (7) 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額又は最高額を下回る金額で入札されているとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき。

- 2 契約事務責任者は、入札者が次の各号の一に該当する場合には、当該入札者の行った入札を無効としなければならない。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
- (2) 入札保証金の納入を必要とする入札において、これを納入していない者が入札を行ったとき。
- (3) 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認

められるとき。

- (4) 明らかに連合によると認められる入札を行ったとき。
- (5) 職員の職務の執行を妨害して入札を行ったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に従わなかったとき。
- (7) 第18条の規定に基づき落札者を決定した後、契約締結前に談合対応マニュアルに基づく手続の結果、談合を疑うに足る事実があったと認められたとき。

3 契約事務責任者は、建設工事契約（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に関する契約をいう。）に係る一般競争契約の入札において、次の各号の一に該当すると認めたときは、これを無効としなければならない。

ただし、第4号のイ又はロに該当する場合であって、軽微な誤記であるときは、注意を行った上で無効としないことができるものとする。

(1) 以下の場合であって、当該契約に係る工事費内訳書が未提出であると認められる場合。

- イ 工事費内訳書の全部又は一部が提出されていないとき。
- ロ 工事費内訳書とは無関係な書類であるとき。
- ハ 他の工事の工事費内訳書であるとき。
- ニ 白紙であるとき。
- ホ 工事費内訳書が特定できないとき。
- ヘ 他の入札参加者の様式を入手し、使用しているとき。
- ト その他工事費内訳書が未提出であると認められるとき。

(2) 以下の場合であって、工事費内訳書に記載すべき事項が欠けている場合。

- イ 内訳の記載が全くないとき。
- ロ 入札説明書に指示された項目を満たしていないとき。

(3) 他の工事の工事費内訳書が添付されている場合。

(4) 工事費内訳書の記載すべき事項に誤りがある場合。

- イ 発注者名に誤りがあるとき。
- ロ 発注案件名に誤りがあるとき。
- ハ 提出業者名に誤りがあるとき。
- ニ 工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なるとき。

(5) その他工事費内訳書に不備がある場合

4 前三項の規定（第2項第7号を除く。）により入札を無効としたときは、直ちに入札者全員の直前で、当該入札を無効とする旨を明らかにしなければならない。

5 入札の総額をもって落札者を定める場合は、この内訳に誤りがあっても入札の効力を妨げない。入札の単価をもって落札者を定める場合において、その総額に誤りがあつたときも同様とする。

(落札者の決定)

第18条 契約事務責任者は、開札の結果、前条に規定する無効の入札を除き、予定価格の制限の範囲内で、最低又は最高の価格をもって入札をした者を落札者としなければならない(総合評価落札方式による場合については別に定めるところによる。)。ただし、第13条第4項の規定により設定した基準価格を下回る価格による入札をした者がある場合には、落札者の決定を留保するものとし、入札者全員に後日落札者を決定する旨告げなければならない。

2 前項ただし書に該当する場合、契約事務責任者は、必要な審査をし、理事長の承認を受けて落札者を決定するものとする。

3 契約事務責任者は、前項により落札者が決定した場合は、この旨入札者全員に通知するものとする。

(同価入札の落札者の決定方法)

第19条 契約事務責任者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、この者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができるものとする。

3 契約事務責任者は、第1項の規定により決定した落札者が契約を締結しないときは、同価の入札をした他の者をもって落札者とする事ができる。

(再度入札)

第20条 契約事務責任者は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

2 契約事務責任者は、前項の規定により再度の入札を行う場合には、当初の入札に加わらなかった者及び第17条第2項の規定により入札を無効とされた者を参加させてはならない。

3 契約事務責任者は、第1項の規定により再度の入札を行う場合には、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(落札者等の公表)

第21条 契約事務責任者は、開札の結果、落札者を決定したときは、その氏名又は名称及び落札金額を、落札者がいないとき又は再度の入札を行おうと

するときは、その旨を入札者全員に公表しなければならない。ただし、別に定めるところにより公表を行う場合はこの限りでない。

2 契約事務責任者は、落札者を決定したときは遅滞なく、落札に関する情報として次の事項をホームページに掲載し公表するものとする。

- (1) 調達件名
- (2) 公告を行った日
- (3) 落札者を決定した日
- (4) 入札参加者数
- (5) 落札者の氏名又は名称
- (6) 落札者の個人・法人の別
- (7) 契約に係る業種の区分
- (8) 落札金額
- (9) 契約の方法及び落札方式
- (10) その他必要な事項

(入札経過調書の作成)

第22条 契約事務責任者は、競争入札を執行する場合には、自ら又は補助者に命じて、競争入札の経過を明らかにした入札経過調書（別紙様式第2号）を作成しなければならない。

2 契約事務責任者から入札経過調書の作成を命ぜられた補助者（以下「入札経過調書作成職員」という。）は、競争入札の経過を前項の入札経過調書に記載して契約事務責任者に提出するものとする。

(再度公告入札の公告期間)

第23条 契約事務責任者は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに競争入札に付そうとするときは、第8条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

第3章 指名競争契約

(指名競争の要件)

第24条 契約事務責任者は、次に掲げる場合には、指名競争に付することができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争に付することが適さない場合及び災害その他緊急を要する等のため一般競争に付し得ないとき。
- (2) 一般競争に付することを不利と認めて指名競争に付そうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからハまでの一に該当するとき。
イ 関係業者が共謀して一般競争の公正な執行を妨げるとき。

- ロ 特殊構造等の建物等の工事若しくは製造又は特殊な品質の物件等の買入れであって、これらの検査が著しく困難であるとき。
 - ハ 契約上の義務違反があるとき又は機構の事業に著しく支障をきたすおそれがあるとき。
- (3) 予定価格が次の各号の一に該当するとき。
- イ 500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
 - ロ 300万円を超えない財産を買い入れるとき。
 - ハ 賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。
 - ニ 100万円を超えない財産を売り払うとき。
 - ホ 賃借料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
 - ヘ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約で200万円を超えないとき。
- (4) 随意契約にすることができる場合においては、前号に該当しない場合であっても指名競争に付することを妨げない。

2 契約事務責任者は、指名競争によろうとするときは、第6条に定める一般競争及び指名競争に加わろうとする者に必要な資格を有する者から、原則として5人以上指名するものとする。

(指名基準)

第25条 指名競争に加わろうとする者を指名する場合の基準は、別に定めるところによる。

(指名)

第26条 契約事務責任者は、指名競争に加わろうとする者を指名したときは、第8条に規定する日までに第9条各号(第2号を除く。)に掲げる事項を、その指名した者に通知しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第27条 第10条から第23条までの規定は、指名競争の場合に準用する。この場合において、第10条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第17条第2項第1号及び第21条第2項第2号中「公告」とあるのは「指名通知」と、第17条第3項第2号のロ中「入札説明書」とあるのは「入札説明書又は指名通知書」と読み替えるものとする。

第4章 随意契約

(随意契約の要件)

第28条 契約事務責任者は、業務運営上特に必要があると認める次の各号の一に該当する場合には、随意契約によることができるものとする。

(1) 契約の性質又は目的が競争を許さない場合で、次の各号の一に該当するとき。

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものであるときで、次に掲げるとき。

(i) 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの。

(ii) 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの。

(iii) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの。

(iv) 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの。

(v) 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付け農林水産省指令15生産第4153号）第253条第1項に規定する業務の一部を委託することができる者であって、機構が実施する補助事業等の業務委託要綱の規定により、契約の相手方として定められているもの。

ロ 契約上特殊の物品または特別の目的があるため購入先若しくは賃貸先が特定され、又は特殊の技術を必要とするときで、次に掲げるとき。

(i) 電算システムのプログラムの改良又は保守であって、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該プログラム開発者に行わせるとき。

(ii) 特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の買入をするとき。

(iii) 独立行政法人農畜産業振興機構職員宿舍貸付規程（平成15年10月1日付け15農畜機第140号-1）及び独立行政法人農畜産業振興機構職員宿舍の借上基準（平成15年10月1日付け15農畜機第140号-2）に基づき、新たな宿舍を借上げるとき。

(iv) 他団体等の共催等による会議等を開催するための会場等を借上げるとき。

ハ 契約の目的が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき。

ニ 契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないものであるときで、次に掲げるとき。

- (i) 官報の公告
 - (ii) 機構本部の事務室、地方事務所の事務室及びその付帯施設、並びにロの(iii)の規定により借上げた宿舍の賃貸借の変更及び更新
 - (iii) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)
 - (iv) 郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの)
 - (v) 法人の目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。
- ホ 競争に付すると、法人において特に必要とする物件を得ることができないとき。
- ヘ 再販価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍を購入するとき。
- ト 前各号に定めるもの以外で、理事長が特に認めるとき。
- (2) 災害等その他緊急の必要により競争に付することができない場合で、次に該当するとき。
- イ 機構本部、地方事務所及び機構が所有する宿舍の設備等に予見不可能な故障が生じ、業務や職員の日常生活に重大な影響が生じる場合であって、ただちに当該設備等の修理等を行う必要があるとき。
 - ロ 前号に定めるもの以外で、理事長が特に認めるとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められる場合で、次に該当するとき。
- イ 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れにおいて、当初予期し得ない事由の発生により、現在の契約に直接関連する契約が追加的に必要となった場合であって、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利と認められるとき。
 - ロ 前号に定めるもの以外で、理事長が特に認めるとき。
- (4) 運送又は保管をさせるとき。
- (5) 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。
- (6) 外国で契約するとき。
- (7) 機構の行為を秘密にする必要があるとき。
- (8) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
- 2 契約事務責任者は、予定価格が次の各号の一に該当する場合には、随意契約によることができるものとする。
- (1) 250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

- (2) 160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 50万円を超えない財産を売り払うとき。
- (5) 賃借料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約で100万円を超えないとき。

第28条の2 契約事務責任者は、別に定める企画競争（複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行い契約の相手方を選定する方法をいう。以下同じ。）を経た上で契約を締結する方式による場合は、前条の随意契約によることができるものとする。

第28条の3 契約事務責任者は、第28条第1項（第6号を除く。）により、仕様要件を満たす者が一に限られていることを理由として契約の相手方を特定して随意契約（同条第2項に該当する場合を除く。）を行おうとする場合（契約変更等により変更後の契約金額が同項に定める額を超えようとする場合を含む。）は、参加確認型公募（他の供給者の入札参加意思の有無を確認する公募をいう。以下同じ。）を経た上で契約を締結する方式によるものとする。ただし、契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものなど別に定める契約を行おうとする場合には、次条に定める随意契約等審査委員会に諮った上で参加確認型公募を行わないこととすることができる。

2 前項の参加確認型公募を経た上で契約を締結する方式については、別に定めるところによる。

第28条の4 第28条第1項（第6号を除く。）により、随意契約（同条第2項に該当する場合を除く。）を行おうとする場合（契約変更等により変更後の契約金額が同項に定める額を超えようとする場合及び第28条の2により企画競争を行おうとする場合を含む。）は、別に定める随意契約等審査委員会に諮った上で契約を締結するものとする。

（随意契約の特例）

第29条 契約事務責任者は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合には、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

2 契約事務責任者は、競争入札による落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合には、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

（分割契約）

第30条 前条の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができるものとする。

(予定価格の作成等)

第31条 第13条及び第14条の規定は、随意契約における予定価格に準用する。この場合において、第13条第1項及び第3項中「入札に付する事項」とあるのは「見積り」と、同条第5項中「開札」とあるのは「見積り合せ」と読み替えるものとする。

(見積書の徴取)

第32条 契約事務責任者は、随意契約による場合には原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、急を要する場合又は契約事務責任者が必要ないと認める場合は、1人を見積書で足りる。

(見積書の省略)

第33条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当する場合は、見積書の徴取を省略することができるものとする。

(1) 法令に基づいて取引価格又は料金が定められていること、その他特別な事由があることにより特定の取引価格又は料金でなければ契約することが極めて困難であるとき。

(2) 概算見積額が10万円を超えない契約をするとき。

2 前項の規定により見積書の徴取を省略したときは、口頭照会による見積り合せ、又は市場価格調査等を行い、その結果を記載した資料を当該契約に係る決裁書類に添付するものとする。

(予定価格の作成の省略)

第34条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当する場合は、予定価格の設定を省略することができるものとする。

(1) 法令に基づいて取引価格又は料金が定められていること、その他特別な事由があることにより特定の取引価格又は料金でなければ契約することが極めて困難であるとき。

(2) 独立行政法人農畜産業振興機構職員宿舍貸付規程及び独立行政法人農畜産業振興機構職員宿舍の借上基準に基づき、宿舍を借上げるとき(借上げた宿舍の賃貸借の変更及び更新を含む)。

(3) 概算見積額が100万円未満であるとき。

2 前項の規定により予定価格の設定を省略したときは、必要に応じ、予定価格に準じた積算を行い、その積算資料を当該契約に係る決裁書類に添付するものとする。

(随意契約の相手方の決定)

第35条 契約事務責任者は、予定価格（前条第1項の規定により予定価格の作成を省略した場合には、積算額又はこれに準ずる適正な価格）の制限内で、価格その他の事項について機構にとって最も有利な見積りをした者（第33条の規定により見積書の徴取を省略した場合には、照会、調査等により機構にとって適正、かつ、有利な条件で契約をすると認められる者）を契約の相手方としなければならない。

第5章 契約の締結

(契約締結の通知)

第36条 契約事務責任者は、落札者又は随意契約の相手方となる者（以下「落札者等」という。）を決定したときは、直ちに、これらの者に対し、契約を締結する旨及び契約の締結日その他必要な事項を通知しなければならない。

(契約書の作成)

第37条 契約事務責任者は、前条の通知を行ったときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

2 契約事務責任者は、前項の場合において、落札者等との間で、個人情報又は保有個人情報の取扱い及び情報システム等の安全確保に係る業務並びに機構の情報処理業務を委託する契約を締結しようとするときは、独立行政法人農畜産業振興機構が保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程（平成17年3月30日付け16農畜機第5436号-1。以下「個人情報管理規程」という。）第28条又は独立行政法人農畜産業振興機構情報セキュリティ規程（平成17年3月28日付け16農畜機第5370号。以下「情報セキュリティ規程」という。）第53条第1項及び第2項の規定に基づき、機密情報（個人情報管理規程第2条第1号に規定する個人情報を含む。以下「機密情報」という。）の取扱いについて定めた機密保持契約書（以下「機密契約書」という。）を作成しなければならない。

(契約書の記載事項)

第38条 契約事務責任者は、前条第1項の規定により作成する契約書には、当該契約の性質及び目的に従い、次に掲げる事項のうち必要な事項を記載しなければならない。

- (1) 件名及び契約の目的
- (2) 契約年月日
- (3) 数量単位及び単価

- (4) 契約金額及び支払条件
 - (5) 履行期限又は期間
 - (6) 契約履行の場所
 - (7) 契約保証金
 - (8) 前払金
 - (9) 履行の監督又は検査
 - (10) 履行遅延その他債務不履行の場合における延滞金、違約金その他の損害金
 - (11) 契約の解除
 - (12) 契約解除の場合における違約金
 - (13) 談合等の場合における違約金
 - (14) 危険負担
 - (15) 契約内容の変更又は履行の中止の場合の損害負担
 - (16) 瑕疵担保責任
 - (17) 債権譲渡及び履行委任
 - (18) 相殺
 - (19) 紛争の解決方法
 - (20) 機密情報を取扱う業務の契約については、機密契約書の作成
 - (21) 著作権
 - (22) その他必要な事項
- 2 契約事務責任者は、前条第2項の規定により作成する機密契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 機密情報に関する秘密保持及び目的外利用の禁止等の義務に関する事項
 - (2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - (3) 機密情報の複製等の制限に関する事項
 - (4) 機密情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (5) 委託終了時における機密情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
(契約書の添付書類)
- 第39条 契約事務責任者は、契約書を作成する場合には、次に掲げる書類のうち、契約の性質又は目的に応じ、当該契約に必要と認められるものを契約書に添付しなければならない。
- (1) 仕様書
 - (2) 図面

(3) その他必要な書類

(契約書の作成の省略)

第40条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当する場合には、契約書の作成を省略して、請書、見積書等契約の事実を明らかにする書類をもってこれに代えることができる。ただし、第37条第2項に規定する個人情報又は保有個人情報の取扱い及び情報システム等の安全確保に係る業務並びに機構の情報処理業務を委託する契約を締結しようとする場合には、契約書の作成を省略するときであっても、機密契約書の作成を要するものとする。

- (1) 150万円（外国で契約するときは、200万円）を超えない指名競争又は随意契約を締結するとき。
- (2) 国、地方公共団体その他の公法人又は公益法人と契約するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取る時。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、随意契約について契約事務責任者が商慣習上契約書を作成する必要がないと認める時。

2 契約事務責任者は、第37条第2項に規定する個人情報又は保有個人情報の取扱い及び情報システム等の安全確保に係る業務並びに機構の情報処理業務を委託する契約を締結しようとする場合であっても、商慣習上、契約書及びこれに準ずる書類の書式があらかじめ定められている場合で、情報セキュリティ規程第53条第1項及び第2項の規定で定められている内容又は個人情報管理規程第28条の規定で定められている事項が契約書等に記載されているときは、この契約書を機密契約書とみなすものとする。

(契約保証金)

第41条 契約事務責任者は、機構と契約を結ぶ者に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、その必要がないと認める場合は、契約保証金の全部又は一部についてその納入を免除することができるものとする。

- 2 前項に規定する契約保証金に代えて、次に掲げる有価証券又は証書を担保として受け入れることができるものとする。
 - (1) 国債又は地方債
 - (2) 政府保証のある債権
 - (3) 機構の指定する金融機関の発行する債券
 - (4) その他理事長が認めるもの
- 3 契約事務責任者は、契約の履行が完了したときは、契約保証金を相手方に返還しなければならない。

4 第1項の規定により納入された契約保証金又は第2項の担保は、これを納入した者がその契約上の義務を履行しないときは、機構に帰属させるものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

5 第11条第3項及び第6項の規定は契約保証金について準用する。
(契約保証金の納入の免除)

第42条 前条第1項ただし書の規定により次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部についてその納入を免除することができる。

- (1) 一般競争参加の資格を有する者と契約を締結する場合においてその必要がないと認められるとき。
- (2) 指名競争又は随意契約によるとき。
- (3) 契約の相手方が、保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証契約を結んでいるとき。
- (4) 工事に係る請負契約については、契約の相手方が完成保証人を立てているとき。

(契約の締結をしない場合)

第43条 契約事務責任者は、落札者等に第36条の通知をした後、落札者等が正当な事由なく、7日以内に契約書に記名押印しないときは、契約の締結を拒否することができる。

2 契約事務責任者は、第36条の規定による通知の際に、前項の趣旨を落札者等に通知しておかなければならない。

(契約の公表)

第43条の2 第5条の規定により契約を締結した場合においては、契約に係る情報について別に定めるところにより公表するものとする。ただし、第28条第2項各号に該当するものについてはこの限りでない。

第6章 契約の履行

(債権の譲渡等に関する承認事項)

第44条 契約事務責任者は、次に掲げる事項について、契約の相手方が機構の承諾又は承認を受けるよう契約に定めている場合において、その者が当該各号に掲げる事項について行おうとするときは、その都度、遅滞なく書面により申請させて、必要な審査を行い、その結果をその者に通知しなければならない。

- (1) 契約によって生ずる債権又は債務を第三者に譲渡し、又は承継させること。

- (2) 契約の全部又は一部の履行を第三者に委任し、又は請け負わせること。
- (3) 契約代金の請求及び受領を第三者に委任すること。
- (4) その他契約上特に必要と定めた事項に関すること。

(監督)

第45条 契約事務責任者は、工事又は製造その他の請負契約（以下「請負契約」という。）を締結した場合には、自ら又は補助者に命じて契約の適正な履行を確保するため必要な監督（以下「監督」という。）をしなければならない。

2 前項に規定する監督は、立会い、指示、その他の適切な方法によって行うものとする。

(監督職員の一般的職務)

第46条 契約事務責任者から監督を命ぜられた補助者（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、契約の相手方が作成した請負契約の履行に関する書類を審査して承認しなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは請負契約の履行について、立会い、工程の管理、工事中における材料試験又は検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は他に漏らしてはならない。

4 監督職員は、契約事務責任者と緊密に連絡するとともに、契約事務責任者の要求に基づき又は随時に監督の実施についての報告をしなければならない。

(検査)

第47条 契約事務責任者は、契約については、自ら又は補助者に命じてその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物品の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下「検査」という。）をしなければならない。

2 前項に規定する検査は、契約書、仕様書及びその他の関係書類に基づいて行うものとする。

3 前二項に定めるもののほか、第1項に規定する検査のうち、情報システムの開発及び改修に係るものについては、別に定めるところによる。

(検査職員の一般的職務)

第48条 契約事務責任者から検査を命ぜられた補助者（以下「検査職員」という。）は、契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ必要に応じ当該契約に係る監督職員の

立ち会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 検査職員は、前項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を第50条の検査調書に記載して契約事務責任者に提出するものとする。

(検査の一部省略)

- 第49条 物品の買入に係る契約において単価が5万円に満たないものについては、数量以外のものの検査を省略することができるものとする。

(検査調書の作成)

- 第50条 検査職員は、検査を完了した場合には、速やかに検査調書(別紙様式第3-1号)を作成しなければならない。ただし、給付が分割により定期的(月毎等)に行われ、かつ、給付毎に支出を行う場合に限り、起案による作成は要しないものとし、契約金額が200万円を超えない契約に係る検査の場合には、検査調書の作成を省略できるものとする。

- 2 検査職員は、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しない場合には、前項の規定にかかわらず検査調書(別紙様式第3-2号)を作成しなければならない。

- 3 前二項の規定により検査調書を作成すべき場合には、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができない。

(監督と検査の職務の兼職禁止)

- 第51条 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることはできない。

(監督及び検査の委託)

- 第52条 契約事務責任者は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により、機構の職員によって監督又は検査を行うことが困難であり又は適当でないと認められる場合には、機構の職員以外の者に委託して当該監督及び検査を行わせることができるものとする。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

- 第53条 契約事務責任者は、前条の規定により機構の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合には、当該監督又は検査の結果を確認し、当該監督又は検査の結果を記載した書面を作成しなければならない。

- 2 契約代金は、前項の書面に基づかなければ支払をすることができない。

(不完全履行)

- 第54条 契約事務責任者は、第47条に規定する検査の結果、債務の一部が履行されていないことを認めるときは、契約の相手方に期限を定めて修理又は補完を請求しなければならない。この場合において、損害が生じたときは、

損害賠償を請求しなければならない。

- 2 第47条の規定は、前項の修理又は補完を完了した場合の当該部分の検査について準用する。

(履行遅延)

第55条 契約事務責任者は、契約の相手方の責めに帰すべき事由により、契約の相手方が約定の期限内に債務を履行することができない場合において、機構の業務運営上著しく支障を及ぼすと認められるときは、契約を解除しないで、相当の期間を限り、これを履行遅延として取扱うことができるものとする。

- 2 契約事務責任者は、前項の規定により履行遅延の取扱いをした場合において、契約代金（引渡しを受けた部分があるときは、その部分に相当する契約代金を除く。）について年5.00パーセントの割合で計算した金額を機構が指定する期間内に契約の相手方から違約金として徴収しなければならない。
- 3 契約事務責任者は、天災その他の不可抗力又は契約の相手方の責めに帰することのできない事由により、契約の相手方が特定の期限内に債務を履行することができないと認める場合には、履行遅延としないで相当の期間を限り期限を延長することができる。

(危険負担)

第56条 契約事務責任者は、契約の目的物の引渡し前において、当事者双方の責めに帰することができない事由により生じた損害は、契約の相手方に負担させなければならない。

- 2 契約事務責任者は、前項の規定により契約の相手方が天災その他不可抗力により生じた損害を負担する場合において、その損害が重大であり、かつ、契約の相手方が善良な管理者の注意義務を怠らなかつたと認める場合に限り、その損害の一部を機構の負担とすることができるものとする。

(引渡し)

第57条 契約事務責任者は、検査により給付の完了を確認した後に、契約の相手方から契約の目的物の引渡しを受けなければならない。この場合において、必要に応じ、契約の相手方から引渡書を提出させるものとする。

(瑕疵担保責任)

第58条 契約事務責任者は、契約の目的物の引渡しを受けた後において、瑕疵担保期間内に当該目的物に瑕疵があったときは、契約の相手方に相当の期間を定めて代品の提供若しくは瑕疵の補修を命じ又は代品の提供若しくは瑕疵の補修とともに損害賠償を請求しなければならない。

(契約代金の支払)

第59条 契約事務責任者は、契約代金を支払う場合には、契約の相手方から支払請求書を提出させ、これを受理した日から起算して、約定期間内にこれを支払うものとする。

2 契約事務責任者は、前項の場合において、違約金、延滞損害金その他の徴収すべき金額があるときは、支払代金からこれらの金額を控除し、なお不足額があるときは、これを追徴しなければならない。

(財産の売払代金の納付)

第60条 契約事務責任者は、財産の売払いに当たっては、その引渡しの日又は移転の登記若しくは登録の日までに、その代金を納入させるよう当該契約において定めておかなければならない。

2 契約事務責任者は、契約の相手方に代金を一時に納入させることが困難であると認めるときは、理事長の承認を得て、延納の特約をすることができる。

3 契約事務責任者は、前項に該当する場合は契約の相手方に国債その他の確実な担保を提供させ、延納金額に対し一定の割合の利息を付するものとする。

4 契約事務責任者は、担保を提供させる必要がないと認めるとき又は利息を付することが適当でないとき又は理事長の承認を得て担保の提供又は利息を免除することができる。

(賃貸料の納付)

第61条 契約事務責任者は、物件の貸付けに当たっては、賃貸料を前納させるよう当該契約に定めておかなければならない。ただし、貸付期間が6月以上に及ぶものその他特別の必要があると認められる場合には、これを分割して定期的に前納させることができるものとする。

第7章 契約の解除及び変更

(契約の解除)

第62条 契約事務責任者は、契約の相手方が次に掲げる事項の一に該当する場合又は機構の業務上必要があると認めた場合には、機構が契約の全部又は一部を解除することができる旨を契約に定めておかなければならない。

(1) 正当な事由によらないで、契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行期限内若しくは履行期限経過後相当の期間内に当該債務の履行を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。

(3) 談合対応マニュアルに基づく手続の結果、公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための談合を疑うに足る事実があったと認められるとき。

(4) 契約の相手方又はその代表者が反社会的勢力に該当することが認めら

れたとき。

(5) 契約の相手方について、以下の事項が確認されたとき。

イ 支払いの停止

ロ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立

ハ 手形交換所の取引停止処分

ニ 財産に対する差押の実施

ホ 解散の決議、解散の判決、解散命令

ヘ 法令もしくは定款上の解散事由の発生

(6) 第38条第2項の機密契約書の記載事項に違反したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 契約事務責任者は、前項の規定に基づき、契約を解除した場合において、既済部分又は既納部分があるときは、これを検査し、当該検査に合格した部分を引き取ることができるものとする。この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を契約の相手方に支払うものとする。
(損害の賠償)

第63条 契約事務責任者は、次に掲げる事由により契約を解除する場合で、契約の相手方に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。

(1) 機構の責めに帰すべき事由により契約の相手方から解除の申し入れがあったとき。

(2) 機構の業務運営上の必要から契約を解除したとき。

2 契約事務責任者は、契約の相手方が次に掲げる事由により機構に損害を及ぼした場合、契約事務責任者はその損害賠償を請求するものとし、契約の相手方はその損害を賠償しなければならない。

(1) 契約の相手方が行った業務に故意又は過失があり、これによって機構に損害が発生したとき。

(2) 契約の相手方が契約書及び機密契約書に違反し又は契約の相手方の責めに帰すべき理由により業務の目的を達成することができないとき。

(契約解除による違約金の徴収)

第64条 契約事務責任者は、第62条第1項(第2号を除く。)の規定に基づき、契約を解除したときは、契約の相手方から、原則として契約金額の100分の10に相当する金額を機構が指定する期間内に違約金として徴収しなければならない。

(談合等による違約金の徴収)

第65条 契約事務責任者は、契約の相手方が次のいずれかに該当したときは、機構が契約を解除するか否かにかかわらず、契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する金額を機構が指定する期間内に談合等に係る違約金として支払わなければならない旨を契約に定めておかななければならない。

- (1) 契約の相手方が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は契約の相手方が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 契約の相手方（法人にあつては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が独占禁止法第7条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (4) 公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

2 前項の規定の単価契約への適用については、同項中「契約金額の100分の10」とあるのは「当該契約期間全体の支払総金額の100分の10」と読み替えて適用する。

（超過損害額の請求）

第66条 契約事務責任者は、第64条又は第65条の規定による違約金の請求において、第41条の規定による契約保証金が納入されているときは、その違約金は、契約保証金のうちから徴収するものとし、違約金の額が契約保証金の額を超えているときは、その超えている額を追徴する旨を契約に定めておかななければならない。

2 契約事務責任者は、契約の相手方が第64条又は第65条の違約金の請求において、契約の解除又は談合等により生じた損害額が違約金請求額を上回る場合においては、当該超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない旨を契約に定めておかななければならない。

（遅延利息）

第67条 契約事務責任者は、契約の相手方が第64条又は第65条の違約金を指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収しなければならない旨を契約に定めておかななければならない。

（契約の変更）

第68条 契約事務責任者は、機構の業務上必要がある場合には、契約の内容

を変更し又は契約の相手方に対して債務の履行の一時中止させることができる旨を契約に定めておかなければならない。

- 2 契約事務責任者は、前項の規定により契約の内容を変更し又は債務の履行を一時中止させた場合において、従前の契約金額又は履行期限によることが不適當であると認めるときは、契約の相手方と協議して、これらを変更することができるものとする。
- 3 契約事務責任者は、契約の相手方の責めに帰することができない事由により、履行期限内に債務を履行することができない場合においては、契約の相手方と協議して延滞損害金を徴収しないで、相当の期間に限り履行期限を延長することができるものとする。

附 則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-2）

この細則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日付け17農畜機第4960号）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日付け18農畜機第4694号）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月27日付け19農畜機第3747号）

この細則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日付け19農畜機第4914号）

この細則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の生糸に係る売買を削る変更は、生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成20年法律第12号）の施行の日から施行する。

附 則（平成20年12月11日付け20農畜機第3538号）

この細則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年4月13日付け21農畜機第235号）

この細則は、平成21年4月15日から施行する。

附 則（平成21年12月1日付け21農畜機第3464号）

この細則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成21年12月15日付け21農畜機第3810号）

この細則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日付け21農畜機第5285号）

この規程の改正は、平成22年5月6日から施行する。

附 則（平成23年9月28日付け23農畜機第2792号）

この規程の改正は、平成23年9月28日から施行する。

附 則（平成24年 3 月23日付け23農畜機第5068号）
この規程の改正は、平成24年 3 月23日から施行する。

附 則（平成24年 5 月25日付け24農畜機第967号）
この細則は、平成24年 5 月25日から施行する。

附 則（平成25年10月15日付け25農畜機第3016号）
この細則は、平成25年10月15日から施行する。

附 則（平成25年11月13日付け25農畜機第3412号）
この細則は、平成25年11月13日から施行する。

附 則（平成26年11月25日付け26農畜機第3575号）
この細則は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成27年 4 月 1 日付け26農畜機第5824号）
この細則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日付け27農畜機第5928号）
この細則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 6 月14日付け28農畜機第1426号）

- 1 この細則は、平成28年 6 月14日から施行する。
- 2 この細則の改正に伴い、「予定価格の作成等に関する事務の取扱い」（平成15年10月1日付け15農畜機第152号）は廃止する。

附 則（平成28年10月26日付け28農畜機第3587号）
この細則は、平成28年10月26日から施行する。ただし、施行日前に第 2 8 条の 4 の規定に基づき随意契約等審査委員会に諮った場合は、なお、従前の例による。

附 則（平成28年11月 1 日付け28農畜機第3790号）
この細則は、平成28年11月 1 日から施行する。

附 則（平成28年12月14日付け28農畜機第4524号）
この細則は、平成28年12月14日から施行する。

附 則（平成29年 4 月 1 日付け28農畜機第6544号）
この細則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年11月 6 日付け29農畜機第4020号）
この細則は、平成29年11月 6 日から施行し、平成29年11月13日から適用する。

附 則（平成30年 3 月29日付け29農畜機第6943号）
この細則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年12月28日付け30農畜機第5384号）
この細則は、平成30年12月30日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日付け30農畜機第7849号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日付け元農畜機第3911号-1）

この細則は、令和元年10月1日から施行する。

予 定 価 格 調 書

1. 競争入札に付する事項 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
 (契約件名を記入のこと)

2. 予定価格等

予 定 価 格	○○○, ○○○, ○○○ 円
入札書に記載された金額と比較する価格 (予定価格×100/110)	○○○, ○○○, ○○○ 円
基 準 価 格	○○○, ○○○, ○○○ 円
入札書に記載された金額と比較する価格 (基準価格×100/110)	○○○, ○○○, ○○○ 円

(注1) 税法の改正により消費税及び地方消費税相当額の税率が変動した場合には、改正以降の税率を適用すること。

(注2) 基準価格を定めない場合には、基準価格の欄は削除すること。

上記のとおり予定価格を定める。

令和 年 月 日

契約事務責任者

印

入札経過調書

契約事務責任者

殿

入札経過調書作成職員

所属

氏名

印

契約事務細則第15条第1項に基づき一般競争入札を厳正に執行した結果、下記のとおりとなりましたことを報告します。

記

1. 競争入札に付した事項
2. 入札説明会の有無 有 ・ 無
3. 入札説明会参加者数
4. 入札説明書類受領者数
5. 辞退者へのアンケート実施状況
6. 入札書受領期間
7. 開札日時及び場所
8. 競争入札の経過（第 回目）

入札者名	入札金額	順位	落札・不落・無効・留保の別

(注1) 入札金額は円単位とし、消費税及び地方消費税相当額を除くこと。

(注2) 入札を無効とした場合又は落札者の決定を留保した場合には、その原因を9として調書に明確に記載すること。また、落札者の決定を留保した場合には、契約事務責任者は、審査の過程及び結果について記した資料を別に添付すること。

(注3) 様式は、項目を著しく変更することなく所要の変更を加えることができる。

(別紙様式第3-1号)

検査調書

令和 年 月 日

契約事務責任者 殿

検査職員

所属

氏名

印

給付のあった下記成果物については、契約事務細則第47条に基づき
検査したところ、仕様のとおり適正であることを確認しました。

成果物の内容	受注業者	給付 年月日	検査 年月日	備考

(注1) 検査年月日は、検査完了の日を記入のこと。

(注2) 必要があるときは、「成果物の内容」を「品名・規格・数量」等に置き換える
ことができる。

(注3) 契約を締結している場合は、備考欄に契約名と契約日を記入すること。

上記の検査結果について適当と認め、当該給付に係る支出について承認する。

契約事務責任者 印

(別紙様式第3-2号)

検査調書

令和 年 月 日

契約事務責任者 殿

検査職員

所属

氏名

印

給付のあった下記成果物については、契約事務細則第47条に基づき検査したところ、次のとおりでした。

成果物の内容	受注業者	給付 年月日	検査 年月日	備考

(注1) 検査年月日は、検査が適合しないと判断した日を記入のこと。

(注2) 備考欄には、契約内容に適合しない場合の理由及び講じた措置を記入すること。

(備考欄に記載しきれない場合には、別に作成すること。)

(注3) 必要があるときは、「成果物の内容」を「品名・規格・数量」等に置き換えることができる。

(注4) 契約を締結している場合は、備考欄に契約名と契約日を記入すること。